

第23回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年4月28日（金）
9時30分から11時26分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・木佐貫睦子委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局 田中事務局長・蛭原次長・水元・日高
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第23回日南市農業委員会総会を開会いたします。8番木佐貫睦子委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に9番谷口宏文委員、10番稲山富保委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。今日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。

議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第3号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号3番につきまして、本人からの取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。同じく、総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号4番、「譲受人の権利移動の理由」が新規農業経営となっておりますが、経営規模拡大に修正をお願いします。これに伴いまして、同じく受付番号4番「受人の経営状況」の「面積」を20807.76㎡に修正をお願いします。 また、総会資料4ページ、議案第3号、農用地利用集積計画について、提案理由の中に農業経営基盤強化促進法第18条とありますが、農業経営基盤強化促進法第18条附則第5条第1項に修正をお願いします。これは、この度の基盤法の一部改正に伴うものです。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました6件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番は、新規農業経営のため、受付番号2番、5番は耕作に便利のため、受付番号4番、6番、7番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が13件で、受付番号1番から4番、10番、12番は植林のため、受付番号6番、8番、11番、14番は一般個人住宅用地のため、受付番号7番は、建築資材仮置場用地のため、受付番号9番は駐車場資材置場用地のため、受付番号13番は、農業用施設用地のためとなっております。使用貸借権設定が1件で受付番号5番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページです。議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、17件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が2件、所有権移転が5件、中間管理権設定が10件となっております。 以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

10:10	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 6 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。4 月 22 日、譲渡人、譲受人に電話連絡し、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。譲渡人、譲受人共に市内在住で譲受人は兼業農家です。申請地は、山ノ口橋交差点を都城方面に約 500m の左手に広がる田園の一画です。申請地は 2 筆になっていますが、圃場整備で一体となっています。譲渡人は高齢のため管理が出来なく、息子さんも農業をする意思が無いということで、処分することになったそうです。譲受人は、以前から耕作されている方です。処分の相談を受け、今回の売買となりました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18 番平賀です。受付番号 2 番について説明します。4 月 23 日、譲受人立ち合いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しています。申請地は、吾田地区星倉で、時任町の J R 踏切を渡り、岩崎稻荷神社へ向かう市道を約 100m 進み、右折して約 100m の譲受人自宅の裏山の畑です。譲渡人は、管理が出来ないということで売買に至ったとのこと。譲受人は、所有権移転後柑橘等を栽培する予定です。自宅の裏山の畑を含めて草刈りをされており、しっかり管理されていました。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 4 番について説明します。4 月 22 日、地区担当の金丸委員と現地調査しました。申請地は、酒谷地区で、国道沿いの製材所の北側になります。譲渡人は経営規模縮小です。譲受人は公務員で日頃から親の経営している果樹園を手伝っており、今回は、自分名義で申請地を購入するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2 番田端です。受付番号 5 番について説明します。4 月 21 日、現地調査しました。申請地は、吾田地区平野です。申請地は以前から譲受人が借りて耕作しており、今回、50 a 要件撤廃により申請したとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷、鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず、受付番号 6 番について説明します。4 月 21 日、譲渡人、譲受人双方に電話連絡し、4 月 22 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区伊比井で、国道 220 号線を宮崎方面へ進み、伊比井橋を渡り左折し約 500m 進んだ左側にある小高い丘の中にある農地です。以前はつわぶきを栽培されていました。譲受人は、購入後整地し、柑橘類の果樹を栽培するそうです。 続いて、受付番号 7 番について説明します。4 月 24 日、譲渡人、譲受人双方に電話連絡し、4 月 25 日譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区伊比井で、国道 220 号線を宮崎方面へ進み、伊比井橋を渡り左折し約 200m 進んだ林道の右側です。譲渡人は、宮崎市在住で高齢でもあり経営規模を縮小したいとのことです。現地には蜜柑が作付けされていました。譲受人は、蜜柑づくりの経験があるため、地域の防除基準に従い栽培していくとのことです。2 件共に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
田 中	はい、議長。7 番田中です。
議 長	はい、7 番田中委員。

田 中	受付番号1番、2番、5番についてですが、譲受人の経営状況の、面積が全くないということは、新規で始められるということだと思うんですが、一般の方農地を買う時の条件があったと思うんですが、4月から変わったとありましたが、内容を教えてください。受付番号5番のように180㎡で農地が買えるということになりますと、こざえんでも買える、誰でも買えるということになってきているのでしょうか。そのあたりを教えてください。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	今回の、下限面積撤廃についてですが、こちらは、農業従事者の減少や遊休農地を解消し、効率的に農業を発展させようという目的で国が示した施策により農地法の一部改正があったものです。下限面積は撤廃されましたが、農地を取得する際の要件、全部効率要件や、農作業従事条件、地域との調和要件等は変更となっております。申請に際には、事務局の方でこれらの3つの要件を満たすかどうかの確認をしております。資料の方にも、本人から聞き取りした内容の確認書を添付しております。以上です。
田 中	はい、議長。7番田中です。
議 長	はい、7番田中委員。
田 中	はい、例えば受付番号5番は180㎡ですが、どういう農業をされるのか、実際経営が成り立つのか、その辺の審議はされたのでしょうか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	はい、受付時に聞き取りを行っております。受付番号5番につきましては、譲受人の方は飲食業を営まれており、野菜の高騰等から、有機野菜を栽培し飲食店で提供したいと譲渡人に相談されたそうです。条件、要件的には取得は可能です。県の方にも確認しております。
山 本	はい、議長。17番山本です。
議 長	はい、17番山本委員。
山 本	はい、今は審議中ですから、今、日高さんが言われたようなことは、事前に周知すべき事柄なんですよね。殆どの方がご存じだとは思いますが、中にはご存じない方がいらっしゃるかもしれま

山 本	せん。こういうことは、事務局が早めに我々に説明すべきこと だと思えます。今後は気を付けて、こういうことは早めに教えて ください。
議 長	事務局、よろしいですか。
事務局	はい。わかりました。
稲 山	はい、議長。10 番稲山です。
議 長	はい、10 番稲山委員。
稲 山	はい、企業が参入する場合の要件はどうでしょうか。
議 長	事務局お願いします。
事務局	はい、今回は下限面積の撤廃のみで、個人でも法人でも誰でも 取得は可能となります。申請時に、取得後どのような耕作をされ るのか聞き取り調査、現地調査、法人であればどんな経営体なの かという所も必要になってきます。法的には、取得可能です。
平 部	はい、議長。南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。
議 長	はい、平部委員。
平 部	はい、農地の法律というのを見ても、ここに 3 条の基準とい うのがありまして、機械の所有状況、農作業従事者数、その他 諸々書いてありますが、事務局に言いたいのは、既に調査された 方もいらっしゃるんですが、自分にこのような案件が来た場合、ど ういう調査をして報告をあげればいいのか分かりません。何の作 物を作ろうとしているのかとか、どんな機械を持っているのか 等、どこまで聞き取りすればいいのか、ここには、機械なしでの 農業というのを書いてありませんので、どういう調査をすればい いのか、早めに何かしら示していただけて教えていただけると助 かります。
事務局	はい、わかりました。
議 長	事務局は対処していくということです。それから、企業の農業 参入ですが、企業は、農地所有適格法人としての条件を満たせば 農地を所有することができますが、年に 1 度の報告義務がありま す。 他に質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:27	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第5条の許可申請について、14件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。譲渡人、譲受人に電話確認し、4月24日、現地調査しました。申請地は飢肥地区楠原です。譲渡人は都城市在住の方で、譲受人は市内で林業を営む法人です。申請地は、山ノ口交差点を串間方面に約1,500m進み右手の林道を約50m進んだ所です。譲渡人は、平成16年に親から相続し現在に至りますが、相続時より山林化していました。亡き親が、鳥獣被害等により杉を植林したようです。譲受人は、取得後、伐採、植林を行い造林計画に沿って維持管理していくということです。周囲に影響を与える農地はありません。なお、雨水は自然浸透処理します。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号2番について説明します。申請地は酒谷地区名尾です。国道222号線沿いの日南ダムから200mの市道石原線を600m進み右折し600m進んだ道路の右側になります。4月22日譲渡人、譲受人に電話確認し、4月23日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地一帯が山林化され、鳥獣被害もあり収穫量も少なく杉を植林したということです。山林の管理も困難となり叔父の譲受人に譲るとのことです。今後は、山林として管理していくとのことです。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。まず、受付番号3番について説明します。4月24日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、今町交差点より県道を吉野方方面へ約4km進んだ西ノ村地区の南側に広がる小高い山の上部になります。譲受人は素材生産業者で、周囲はすべて譲受人が伐採しており、森林組合に委託し杉を植林するそうです。面積も少なく周囲は山林に囲まれ影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。

三 賢	続いて、受付番号 4 番について説明します。4 月 24 日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、今町交差点より県道を吉野方方面へ約 3 km 進み山本橋手前より右折し、市道を約 3 km 進んだ深い谷間の川沿いの狭い田です。周囲はすべて山林化しており、田としての利用は困難です。譲受人は素材生産業者で、伐採後は杉を植林し育成管理するそうです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番から 7 番ついて、担当委員より報告願ひします。
山 本	はい、17 番山本です。まず、受付番号 5 番について説明します。4 月 22 日貸付人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区戸高二丁目で、宅配事業所に隣接する川を挟んだ東側になります。貸付人は借受人の祖父になります。祖父の土地の一部を使用貸借し、住宅を建築する計画です。建築にあたっては、汚水及び生活排水は合併浄化槽を設置し側溝に排水します。建築物は平屋にし、日照や通風など周辺農地に問題が生じないようにするとのことです。問題ないと思います。 続いて、受付番号 6 番について説明します。4 月 21 日譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分二丁目で、江島橋より北西方向に約 100m の所です。先月の案件の残り部分になります。譲受人は現在夫婦と母親の 3 人家族で、親の代からの家に居住していますが、今後の老後の生活を考えて、先月娘が申請した土地の隣に居宅を新築する計画です。建築にあたっては、汚水及び生活排水は合併浄化槽を設置し道路側溝に排水します。問題ないと思います。 続いて、受付番号 7 番について説明します。4 月 22 日譲渡人、譲受人に電話で確認しました。申請地は、吾田地区中浦で、中浦公民館から北東方向に約 300m の所です。現在は休耕地です。譲受人は法人で、申請地を作業土場に利用するとのことです。譲渡人は、県外在住で管理が出来ず手放すとのことです。自分の会社で整地し、雨水は道路側溝に排水する計画です。周囲は宅地化しており農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願ひします。
山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 8 番について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。父から子への贈与になります。申請地は吾田地区星倉六丁目で、馬越交差点から北西に約 200m の住宅地です。将来の安定した居住生活のために住宅を新築したいとのことです。敷地の奥は住宅、右

山 元	側は道路です。左側は農地ですが、境界にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。環境には十分配慮することです。また、生活排水、汚水は日南市公共下水道に流し、雨水は道路側溝に流します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 9 番について説明します。4 月 22 日、県外在住の譲渡人に電話確認し、4 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区益安で県道益安平山線沿いの伊勢橋から平山の方へ約 50m の県道沿いに位置します。申請地の登記地目は田ですが、現況は盛土されており田ではありませんでした。十数年前、近くの建設会社から残土を置かせて欲しいとの話があり、農地法の許可が必要であることを知らずに承諾し残土が置かれました。その後、建設会社は、廃業され残土はそのまま残っている状態でした。譲渡人は県外に居住されており管理が出来ないので売買を希望されており、今回近隣の建設会社が駐車場、資材置場として購入することとなったようです。購入後は、土地を整備し、雨水等が近隣に流出しないように擁壁や排水路を設置する計画です。土地改良区外で近隣には農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。受付番号 10 番について説明します。この案件は、12 月総会で承認された案件です。前回の申請者が許可前に亡くなられたということで取り下げになり、今回再度奥様の名前で申請されたものです。譲渡人は高齢で施設に入所中の為、4 月 25 日、娘さんに電話にて確認し、4 月 26 日譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人は後継者もなく、以前から申請地の処分先を探されていました。譲受人は、萩之嶺で広く林業を営まれていた方の奥様です。申請地は細田地区下塚田で、県道 3 号線と県道 54 号線の交差点から大窪方面へ約 500m 進んだ道路の下の農地です。譲渡人が相続した時には既に杉が植林されていたそうです。今回売却にあたり登記地目が畑であることが判明し、申請に至ったようです。譲受人は、隣接する山林と一緒に杉を植林し適切に管理していくとのこと。申請地への道路はなく、農地への復旧は難しいと判断します。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。

木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 11 番について説明します。申請地は北郷町郷之原で、県道日南高岡線沿いのコンビニエンスストアに隣接する農地です。南側にコンビニエンスストア、北側に個人住宅、西側に県道、東側に農地があります。申請地は、昨年から譲渡人から売りたいと相談があった土地です。今回不動産業者を通じて譲受人が買われるということです。譲受人は現在日南のアパートに居住されていますが、購入後は個人住宅を建築する計画です。雨水は、県道側の側溝に排出し、汚水、生活排水は日南市特定環境下水道に接続します。東側の農地につきましては、土地改良区のパイプラインが入っておりますが、東側には構造物は設置せず、張芝等で対応したいということです。土地が 180 坪程ありますので、真ん中に家を建てての内側の方はスペースを空けるようにするそうです。4 月 21 日、譲受人と現地確認し、4 月 26 日に宮崎在住の譲渡人に電話で確認しております。問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番について、担当委員より報告願います。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。まず、受付番号 12 番について説明します。4 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区北河内で、県道都城北郷線を三股方面へ進み坂元地区坂元市民球場の南手の山です。以前は杉が植林されていましたが、現在は伐期を迎え、山全体が伐採、今年に入り植林されています。この一画に申請地があります。譲渡人に確認したところ、亡父から相続を受け、今般高齢であることから山林全てを処分したいということで、譲渡の際登記地目が畑であることが判明し申請に至ったようです。周辺は山林化しており周囲に影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。 次に、受付番号 13 番について説明します。4 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区北河内で、県道都城北郷線を三股方面へ進み坂元地区坂元市民球場手前の市道を約 300m 進んだ所にある農業用施設用地です。譲受人は、新規就農者で、譲渡人に 1 年間指導を受け今回譲受人の離農に伴いすべて引き継ぐということです。現在施設でブッキー二を 70 a、露地で 60 a 作付けしています。今回は隣接する農業用施設用地の所有権移転です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 14 番について説明します。4 月 23 日、譲渡人、譲受人に電話確認

平 部	し、4月27日現地確認しました。申請地は南郷町中村で、南郷駅より国道を栄松方面へ約500m進んだ右手にある国道沿いの畑です。譲受人は、現在アパート住まいで、実家近くに住宅を建築したく土地を探していたとのことです。譲渡人は、現在農業はしておりません。申請地の周囲は全て宅地で、隣接地との境界はブロック塀を設け、雨水は側溝に排出します。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
谷 口	はい、議長、9番谷口です。
議 長	はい、9番谷口委員。
谷 口	はい、9番谷口です。受付番号11番について事務局に質問します。面積が623㎡で500㎡を超えています。法律上は問題ないですが、要件として妥当だったか意見を申し上げます。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	はい、受付番号11番につきましては、目安となる500㎡を超えておりますが、県の方に確認をしましたら、あくまでも500㎡は目安であって建物の床面積が500㎡を越えなければいいのではありませんかという回答をもらいました。
議 長	よろしいでしょうか。
谷 口	判断として妥当だったということですね。面積的にあまりに大きいので質問しました、建屋の他の部分をどのように使うかというのも判断されたということですね。わかりました。
議 長	従来から500㎡を超えるというのは、不整形な所についてはやむを得ないということだったのですが、県の方がそのような判断したのであれば、致し方ないかと思います。建築確認の担当課の部分との整合性を取っていただけたらと思います。なるべく500㎡というのを記憶していただきたいと思います。その他ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。

10:53	議 長	次に、議案第3号、農用地利用集積計画について17件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について報告願います。
	平 賀	受付番号1番、2番について借受者が同じで農地が隣接しているため一括して説明します。4月24日、榎原地区担当の倉元委員と借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は南郷町榎原で、日南串間不燃物処理場黒潮環境センターから北側へ直線距離で100mから200mの果樹園です。温州蜜柑が栽培されていました。借受人の父親から新たに利用権設定するものです。受付番号2番は、借受者の父親が利用権設定していましたが、今回借受者が利用権設定するそうです。農地は適切に管理されていました。借受者は果樹を栽培する認定農業者です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から利用権設定について報告がありましたが質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号3番について説明します。4月21日、金丸委員に協力いただき現地調査しました。申請地は、酒谷地区字栗嶺で、国道222号線を都城方面へ向かい、左手にある製材所裏の高台にある広い農地の一面です。譲受者は、この一帯の3分の1にかんしょを栽培しています。譲渡者は父親から譲受しましたが県外在住の為、譲受人に売買することにしたそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号4番について説明します。4月22日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。譲受者は、北郷地区で水稻とハウスピーマンを手広く栽培されており、綺麗に管理されていました。申請地は、北郷町郷之原で、東九州自動車北郷出口から日南方面に500m程ひき返した広渡川沿いにあります。譲渡者は、譲受者に何十年も耕作してもらったお礼に無償で譲渡することにしたそうです。

11:01	山 元	譲渡人には電話で確認を取っております。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。木佐貫委員が欠席のため、受付番号 5 番について説明します。4 月 24 日、木脇委員と現地確認しました。譲渡者、譲受者双方に電話で確認しました。申請地は、北郷町郷之原で、介護事業所の裏側の水田です。既に水稻が作付けされ綺麗に整備されていきました。譲渡者と譲受者は縁故関係にあり、譲受者は以前から申請地を借りていました。譲渡者は、宮崎市在住のため手放すことにしたそうです。譲受者は水稻、飼料米等を栽培する専業農家で、大規模経営農家です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 6 番、7 番について説明します。4 月 25 日、譲受者は立ち会いのものと現地確認しました。申請地は、南郷町脇本で、県道南郷北方線を潟上方面へ向い、潟上小学校手前を西に約 800m 進んだ脇本神社手前の 2 筆の田です。現在はハウスが建っており譲受者がピーマンの栽培を行っています。昨年まで借りていたのですが、譲渡者から要望があり売買となりました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 8 番、9 番について説明します。まず、受付番号 8 番について説明します。4 月 22 日、現地調査しました。申請地は、東郷地区風田で、国道 220 号線沿いのくろしお支援学校から山側の方に約 800m 進んだ 2 筆です。譲渡者は

歌 津	高齢で後継者もなく今回中間管理機構にお願いすることにしたそうです。 次に、受付番号 9 番案件を説明します。4 月 22 日、現地調査しました。申請地は、東郷地区風田で、国道 220 号線沿いのくろしお支援学校から山側の方の 6 筆になります。あと 3 筆は風田です。譲渡者は高齢で後継者もなく今回中間管理機構にお願いすることにしたそうです。問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番から 12 番について担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 10 番から 12 番について説明します。4 月 21 日、貸付者に電話確認し、現地調査しました。申請地は、東郷地区松永で、松永交差点から東郷橋の方向へ 50m 進んだ左右 3 筆です。また、益安の県道 27 号線の自動車整備工場から農道を右に 150m 入った所と、左に市道を 50m 入った所、3 筆です。申請地は、中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番について担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 13 番について説明します。4 月 23 日、貸付者の母親と現地確認しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、細田小学校下のバス停から大窪方面へ約 300m 進み、左手の農道へ入り約 100m 進んだ周辺の田です。貸付者は離農されております。問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 14 番、15 番について担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。まず、受付番号 14 番について説明します。4 月 26 日、現地確認しました。県道南郷北方線を潟上方面へ進み、潟上小学校手前の脇本地区の水田の一画です。貸付者は、現在農業はされておられません。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。 次に受付番号 15 番について説明します。4 月 26 日、現地確認しました。申請地は、南郷町脇本で、南郷駅より県道北方南郷線を潟上方面へ約 1 km 進んだ先の小売業商店を右に 500 進み、山手へ 100m 進んだ所です。貸付者は、現在農業はされておられません。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

11 ; 09	議 長	続きまして、受付番号 16 番について担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 16 番について説明します。4 月 22 日、貸付者に連絡を取り現地確認しました。申請地は、南郷町津屋野で、国道 220 号線沿いのコンビニエンスストアより津屋野地区へ橋を渡り入り右手に広がる田園地帯の一面です。申請地には加工米が作付けされていました。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 17 番について担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 17 番について説明します。4 月 25 日、貸付者に連絡を取り現地確認しました。申請地は、国道 220 号線を南郷から串間方面へ向い国道沿いにある製材業者事務所より約 1 km 進んだ川を渡った田園の一面です。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	事務局 議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11 : 26		《報告事項》
		以上で総会の全てを終了します。

第23回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷口 久光 

署名委員

谷口 宏文 

稲山 富得 